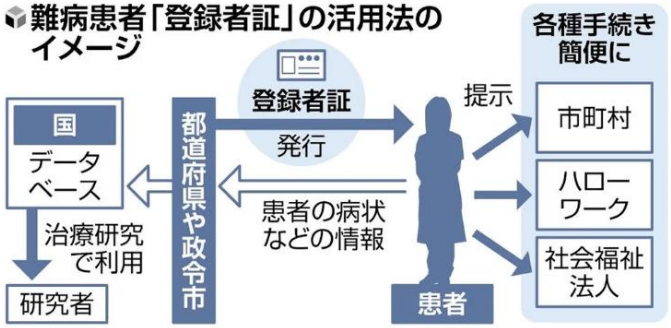
療養生活について

2024 年4月から、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」の発行が始まりました。

指定難病「登録者証」

指定難病「登録者証」は、国の指定難病にかかっていることを証明するための公的な証明書です。これまで**重症度の基準を満たさず医療費助成の対象から外れていた難病の方も、この登録者証の交付対象になります。** また、**指定難病特定医療費助成対象者も「登録者証」をもつことができます。** 指定難病特定医療費助成を申請する時に保健所職員にご相談ください。

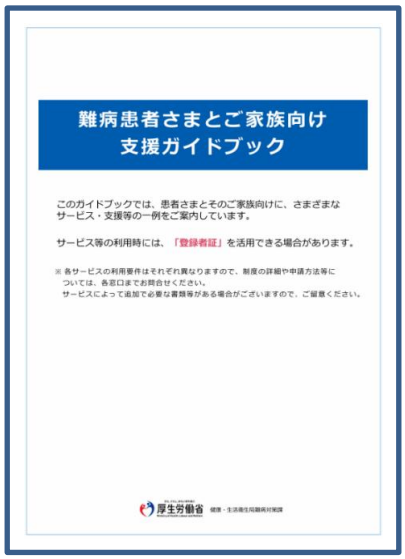
今までは、特定医療費(指定難病)受給者証を持っていない方は、難病患者というのを証明する公的なものがなく、福祉サービス申請やハローワークなどで難病患者というのを証明するために、診断書を提出する必要がありました。**「登録者証」**を申請することで、難病患者であることが証明されます。



「登録者証」を提示することで、福祉サービスや就労支援サービスが受けることができます。**病名表記がされないこと**や**有効期限がないため一度登録者証が交付されれば更新の手続きがありません。**
ただし、茨城県の場合、受給者証や不承認通知と併せて発行しておりますので病名表記されています。病名表記のない「登録者証」の発行を希望する場合は保健所に申し出てください。
https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/tourokushashou.html

「登録者証」の活用の詳細は、「難病患者さまとご家族向け支援ガイドブック」を活用ください。

URL: https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/20240401_shien1f.pdf



◆「登録者証」とは

登録者証は、自治体における障害福祉サービスの受給申請やハローワーク等で難病患者であることの証明が必要な際に、医師の診断書の代わりに活用することができます。

下記の手続を参考に、登録者証の申請をご検討ください。

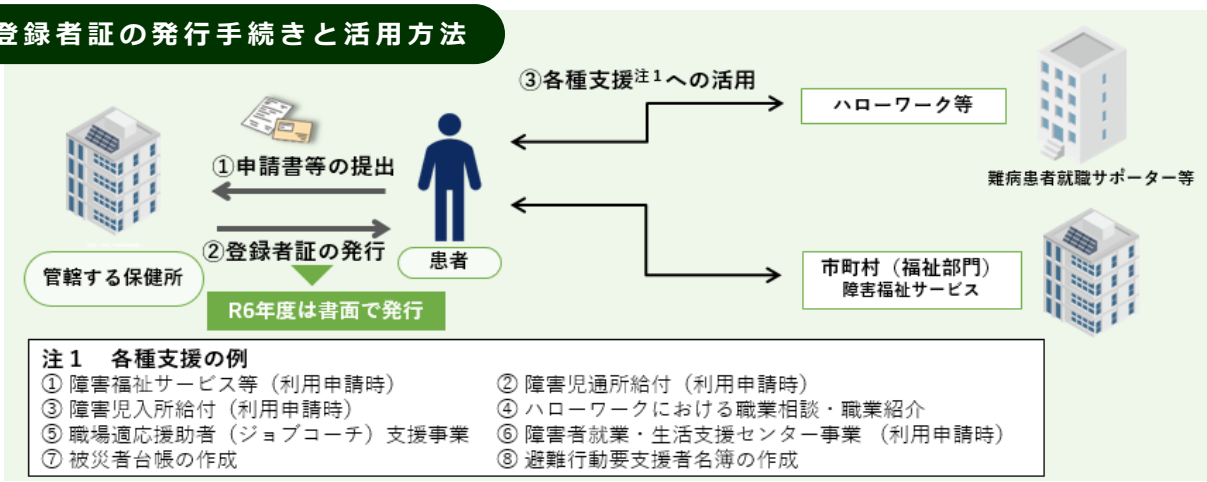
＊茨城県 HP　登録者証の発行について

URL: https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/tourokushashou.html

対象者

指定難病の診断基準を満たしている者

登録者証の発行手続きと活用方法



申請書類

①　登録者証(指定難病)申請書	・茨城県疾病対策課のホームページよりダウンロードできます。 茨城県 HP: https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/tourokushashou.html
② 臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書	
③ 世帯状況調書	
④ 指定難病に罹っていることを証明する次の書類のいずれか1つ ●臨床調査個人票 ●指定難病特定医療費受給者証 （有効期間満了後のものでも可） ●不承認通知書 （指定難病に罹患している旨が確認できるものに限る）	・「臨床調査個人票」は、難病指定医が記載したものを提出してください。 ・医療機関の名称及び所在地、医師の押印若しくは自署、指定医番号が記載してあることを確認してから提出してください。 ・ご申請いただく疾患によっては、臨床調査個人票の他に診断画像等の提出が必要な場合があります。
⑤110円分の切手を貼った返信用封筒	

指定難病特定医療費受給者証(または指定難病「登録者証」)で利用できるサービス

サービスの概要	問い合わせ 窓口	登録証の利用可否と活用場面
障害福祉サービス等 (介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付) 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため に必要な介護の支援や訓練等の支援について、介護給 付費等を支給しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html P30 参照	市区町村	○ サービスの利用申請時(※)
補装具費の支給 障害者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることおよび障害児 等が、将来、社会人として独立自活するための素地を 育成助長することを目的として、身体の欠損または損 なわれた身体機能を補完・代替する用具を支給しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/index.html	市区町村	×
自立支援医療 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため に必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保 険診療に限る)について、当該医療費の自己負担額を 軽減するための措置として自立支援医療費を支給して います。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsu/gaiyo.html	市区町村 都道府県	×
地域生活支援事業 障害者等が基本的人権を享受する個人としての尊厳に ふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる よう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用 者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施して います。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/chiiki/index.html	市区町村 都道府県	△ 事業の実施主体である市区町村等の取扱による
障害児通所給付 障害児が児童発達支援や放課後等デイサービスなど の指定障害児通所支援をサービス事業者から受けた ときに、市町村から障害児の保護者に対し、そのサ ービスに要した費用を支給しています。 https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/#h2_free1	市区町村	○ サービスの利用申請時(※)
障害児入所給付 障害児が、障害児入所施設などに入所・入院して、施設において日常生活における支援や治療を受けたときに都道府県から障害児の保護者に対し、その支援や治療に要した費用を支給しています。 二次元コードは同上	都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	○ サービスの利用申請時(※)

難病情報センター「難病患者さまとご家族向け支援ガイドブック」より

◆医療福祉費支給制度(㊁ 制度)について

医療福祉費支給制度(マル福)とは、小児(外来:小学 6 年生・入院:高校 3 年生まで)・妊産婦・ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)・重度心身障害者などの医療福祉受給対象者の方に対し、必要とする医療を容易に受けられるよう、**医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金について公費で助成(注)し、医療費の負担を軽減する制度です。**

(注)他の公費負担医療(自立支援医療、養育費医療等)の給付を受けられる場合は、その自己負担額を助成します。

医療に関する給付は、医療保険に加入し、所得が一定以下という所得制限があります。ただし、市町村によっては、「所得制限なし」、「マル福自己負担金の助成」、「対象年齢拡大」など独自に制度を拡充している事例もありますので、詳しくは、お住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

対象者の区分と要件・自己負担・助成方法などの詳細は次の言葉で検索してみてください

→ 茨城県、各市町村のホームページ **「医療福祉(マル福)のしくみ」** で検索

申請窓口

市町村担当課 または、巻末の各市町村にお問い合わせください

医療福祉 (マル副) に関するお問い合わせ先

URL: https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/fukushi/koso/guide/guide03-01.html